公営住宅等の『随時公募』による入居者の募集

一般公募で申し込みのなかった住宅について、随時公募により申し込みを受付けます。

申込み資格及び必要書類が整った方から申込順に入居者を決定します。

※「随時公募」の対象となる住宅とは、一般公募（年６回）で３回連続申し込みの
なかった住宅で入居が決定するまで、いつでも申し込みのできる住宅です。

１．募集受付

受付時間　午前９時００分～午後５時００分　（土日、祝日の閉庁日は除く）

受付場所　池田町役場１階　町民課環境住宅係　※郵送及び電話、メールによる受付はできません。

２．申し込みにあたってのご注意

□申し込みは１世帯につき１戸に限ります。１世帯で２戸以上の申込書を提出した場合、申し込みのすべてが無効となります。
□申し込みは受付場所でのみ受付いたします。事情により受付場所に来ることができない場合は事前に相談願います。
□申込書、その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、失格となります。
□受付け後、希望住宅の変更及び提出書類の返却はいたしません。
□住宅（持ち家）のある方は申し込みできません。同居しようとする方に住宅（持ち家）がある場合も同様です。ただし、現在持ち家を売却中の方はご相談ください。
□**住宅を見学したい方は、希望日の２日前までにご連絡ください。**ただし希望日時に添えない場合がありますのでご了承ください。
※見学できる日時は、平日の９：３０～１６：３０までとなります。
□上記の随時公募の住宅以外に、年６回一般公募している住宅もあります。募集は偶数月の１５日頃「町広報紙」「池田町ホームページ」に掲載します。

2. 募 集 住 宅

【公営住宅】

団地名	建築年度	間取り	床面積	基準家賃			所在地
緑苑団地 68 号	昭和 51 年度	3DK	51.3	7,500	～	11,200	旭町 6 丁目 18 番地
緑苑団地 109 号	昭和 55 年度	3LDK	66.35	11,200	～	16,700	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 111 号	昭和 55 年度	3LDK	66.35	11,200	～	16,700	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 112 号	昭和 54 年度	3LDK	66.35	11,200	～	16,700	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 116 号	昭和 55 年度	3LDK	66.35	11,200	～	16,700	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 118 号	昭和 55 年度	3LDK	66.35	11,200	～	16,700	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 129 号	昭和 56 年度	3LDK	66.56	11,900	～	17,800	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 130 号	昭和 57 年度	3LDK	66.35	11,900	～	17,800	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 132 号	昭和 58 年度	3LDK	66.56	12,300	～	18,300	旭町 6 丁目 21 番地
緑苑団地 135 号	昭和 58 年度	3LDK	66.56	12,300	～	18,300	旭町 6 丁目 21 番地
10 丁目団地 15 号	昭和 60 年度	3LDK	66.56	14,700	～	21,900	西 2 条 10 丁目 1 番地 1
新 10 丁目団地 411 号	平成 4 年度	2LDK	64.29	19,200	～	28,700	西 2 条 10 丁目 5 番地 1
新 10 丁目団地 721 号	平成 8 年度	3LDK	76.4	23,400	～	34,900	西 2 条 10 丁目 5 番地 1
利別本町団地 D 棟 201 号	平成 19 年度	3LDK	79.66	25,900	～	38,600	利別本町 15 番地 28

【独身者住宅】

団地名	建築年度	間取り	床面積	基準家賃	所在地
8 丁目団地 301 号	平成 3 年度	1LDK	38.88	28,000	西 2 条 8 丁目 46
8 丁目団地 303 号	平成 3 年度	1LDK	38.88	28,000	西 2 条 8 丁目 46
8 丁目団地 402 号	平成 3 年度	1LDK	38.88	28,000	西 2 条 8 丁目 46 番地

【特公賃住宅】

団地名	建築年度	間取り	床面積	基準家賃	所在地
3 丁目団地 95-11 号	平成 7 年度	1LDK	39.15	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 1
3 丁目団地 95-21 号	平成 7 年度	1LDK	39.15	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 1
3 丁目団地 95-22 号	平成 7 年度	1LDK	39.15	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 1
3 丁目団地 95-23 号	平成 7 年度	1LDK	39.15	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 1
3 丁目団地 95-25 号	平成 7 年度	1LDK	39.15	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 1
3 丁目団地 97-13 号（単身）	平成 9 年度	1LDK	40.76	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 12
3 丁目団地 97-15 号	平成 9 年度	1LDK	40.76	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 12
3 丁目団地 97-21 号	平成 9 年度	1LDK	40.76	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 22 番地 19
3 丁目団地 97-22 号	平成 9 年度	1LDK	40.76	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 22 番地 19
3 丁目団地 97-23 号	平成 9 年度	1LDK	40.76	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 12
3 丁目団地 97-25 号	平成 9 年度	1LDK	40.76	28,000 ～ 40,000	西 2 条 3 丁目 21 番地 12

４．申込要件・提出書類

【公営住宅】

申込要件

□現に住宅に困窮していることが明らかであること
□市町村税を滞納していないこと
□定められた収入基準に該当すること（月額所得が１５８，０００円以下の世帯であること）
□暴力団員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定）

提出書類

□入居申込書
※本籍地がわからない場合、住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）が必要
□個人番号カード
※個人番号カード・通知カードが無い場合、住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）
□（町外の方）住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）
□（町外の方）市町村税を滞納していないことの証明書又は完納証明書
□（令和６年１月２日以降町内に転入した方）市町村税を滞納していないことの証明書又は完納証明書
□（障がい者の方）障がい者手帳の写し（所得計算の際に必要）

【独身者住宅（８丁目)】

申込要件

□現に住宅に困窮していることが明らかであること
□市町村税を滞納していないこと
□定められた収入基準に該当すること（年間総収入が１２０万円～６８０万円であること）
□暴力団員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定）
□入居時の年齢が１８歳以上４０歳未満の独身者であること
□町内に勤務（予定）していること

提出書類

□入居申込書（職場からの雇用証明付き）
※本籍地がわからない場合、住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）が必要
□個人番号カード
※個人番号カード・通知カードが無い場合、住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）
□（町外の方）住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）
□（町外の方）市町村税を滞納していないことの証明書又は完納証明書
□（令和６年１月２日以降町内に転入した方）市町村税を滞納していないことの証明書又は完納証明書
□（障がい者の方）障がい者手帳の写し（所得計算の際に必要となります）

【特公賃住宅（３丁目)】　００号棟…世帯向け【世】　９５・９７号棟…単身向け【単】

申込要件

□現に住宅に困窮していることが明らかであること
□市町村税を滞納していないこと
□暴力団員でないこと（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定）
□町内に住所がある又は町内に勤務（予定）していること

【世】□定められた収入基準に該当すること（月額所得が１５８，０００円～４８７，０００円の世帯であること）
【世】□同居または同居しようとする親族がいること

【単】□定められた収入基準に該当すること（月額所得が４５，８００円～２５９，０００円であること）
【単】□入居時の年齢が１８歳以上４０歳未満の独身者であること

提出書類

□入居申込書
　※本籍地がわからない場合、住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）が必要
□個人番号カード
　※個人番号カード・通知カードが無い場合、住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）
□（町外の方）住民票謄本（本籍地・個人番号記載のもの）
□（町外の方）市町村税を滞納していないことの証明書又は完納証明書
□（令和６年１月２日以降町内に転入した方）市町村税を滞納していないことの証明書又は完納証明書
□（障がい者の方）障がい者手帳の写し（所得計算の際に必要となります）

【定住促進住宅（８丁目)】

申込要件

□池田町に定住するため住宅を必要とする方で、入居後、定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録する方であること。
□入居申込時に、現に同居し、又は同居しようとする子どもがいること。
（１８歳までの子どもがいること。年度中に１９歳になる子どもの数は含みません。）
□世帯の所得が条例で定める額であること。（月額所得が１２万３，０００円を超えていること。）
□暴力団員でないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条
第６号に規定）
□市町村税を滞納していないこと。

提出書類

□住宅入居申込書
□入居者全員の収入を確認できる書類（所得証明書）
□市町村税を滞納していないことの証明書(完納証明書)
□世帯全員の住民票　（抄本または、入居する方全員が記載された謄本。本籍記載のもの。）
□障がい者手帳の写し（該当者のみ。所得計算の際に必要となります。）